

3 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策について

- 地域生活支援事業とは、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、福祉の増進を図るものです。
- 「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター」の必須事業と、その他、区の判断で実施できる任意事業があります。
- 地域生活支援事業は、地域での柔軟な対応が可能なことから、区では「移動支援事業」に通学のための介助を実施するなど、福祉サービスの向上に努めてきました。
また、訪問入浴や手話講習会事業など、地域生活支援事業創設以前から実施している事業もあります。
- 今後は、新たに生まれてくるニーズなどに即して、事業やそのサービス内容を検討、実施していきます。
また、東京都で実施する地域生活支援事業等と調整を図りながら、事業を実施します。

(1) 必須事業

① 相談支援事業

【サービスの内容】

サービス	内 容
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、虐待防止およびその早期発見のための関係機関との調整、権利擁護のために必要な援助などを行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言、社会資源の改善・開発に向けた取り組みなどを行います。
市町村相談支援機能強化事業	専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	民間賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方へ、入居に必要な支援や家主等への相談・助言を行います。

成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
------------------	--

【現状と課題】

- 平成 19 年度までに、区内 2 か所の障害者地域生活支援センターを整備し、障害者相談支援事業を実施しています。一般的な相談に加え、生活支援や各種講座の開催など、さまざまな取り組みをとおして、障害者の地域生活を支える支援を行っています。
- 入所施設や精神科病院からの地域移行や地域生活の充実を図るためには、相談支援機能の充実、ケアマネジメント体制の整備が不可欠です。現在、障害者地域生活支援センターでは主たる対象者を規定していますが、今後は、3 障害ともに対応できるよう、相談支援の質の向上を図っていく必要があります。
- また、今後は、発達障害者、高次脳機能障害者、中途障害者への専門的な支援の充実が必要です。療育・医療機関や教育、就労支援機関等、ライフステージなどに応じた必要なサービスを適切に利用できるための支援が求められています。
- 平成 19 年度には、地域の関係機関が連携し相談支援事業の充実を図るため障害者地域自立支援協議会を設置しました。今後は、下部組織として、地域ごとに設置する専門部会により、地域での課題解決等をとおして、一層の相談支援事業の充実を図っていきます。
- 障害者地域自立支援協議会には、障害者計画・障害福祉計画の進捗状況の把握等により、計画推進の機能を設定しています。

【算定の考え方】

- 相談支援体制の整備に必要な量を見込んでいます。

【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業	設置数	3	4	4
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施

【確保のための方策】

- 平成 22 年度までに、障害者地域生活支援センターを 4 か所設置し、相談支援事業の充実を図っていきます。合わせて、区内にある指定相談支援事業者の活性化を図り、総合福祉事務所や保健相談所、身体・知的障害者相談員等との連携を密にして、ケアマネジメント体制の整備を図ります。
- 障害者地域自立支援協議会の機能を十分に活用し、地域の課題の検討・解決を図っていく取り組みを通して、相談支援事業の質の向上を図っていくとともに、成年後見制度の普及、虐待防止の仕組みづくりなどを行っていきます。

② コミュニケーション支援事業

【サービスの内容】

サービス	内 容
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

【現状と課題】

- 区では、障害者自立支援法の施行以前から手話通訳者の養成、派遣事業を行い、円滑な意思疎通が図れるよう支援を行ってきました。また、各種講演会や説明会においては手話通訳者を配置し、情報提供等行ってきました。
障害者自立支援法施行後は、要約筆記者派遣事業が区の事業となっています。
- また、点訳・音声訳については、区内 N P O 法人やボランティアサークル等において支援が行われています。

【算定の考え方】

- 平成 20 年度の利用実績をもとに、平成 18 年 10 月からの利用の伸びを勘案して見込んでいます。

【サービス見込み量】

サービス	単位	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
手話通訳者派遣事業	件数/年	2,700	2,800	2,800
要約筆記者派遣事業	件数/年	130	130	130

【確保のための方策】

- 東京手話通訳等派遣センター等と連携を取りながら、サービス提供を行います。
- 制度の普及・啓発に努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス	内 容
日常生活用具等給付事業	重度障害者等に、日常生活用具の給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【現状と課題】

- 対象者の必要性等により給付を行い、生活の利便性を図ってきました。
- 一方で、給付品目が従来のもので、性能が向上し使い勝手の良くなっている機器を利用できないといった意見があります。

【算定の考え方】

- 平成 20 年度の利用実績をもとに、平成 18 年 10 月からの利用の伸びを勘案して見込んでいます。

【サービス見込み量】

サービス	単位	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
介護・訓練支援用具	件数/年	64	64	65
自立生活支援用具	件数/年	155	155	159
在宅療育等支援用具	件数/年	79	84	89
情報・意思疎通支援用具	件数/年	215	215	221
排泄管理支援用具	件数/年	4,200	4,200	4,400
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	50	50	50
緊急通報システム	件数/年	30	30	30
火災安全システム	件数/年	2	2	2

【確保のための方策】

- 引き続き、用具の性能の向上や必要性等に応じて、給付品目の見直し、新規選定の検討を行います。

④ 移動支援事業

【サービスの内容】

サービス	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。社会参加等の他、通学に利用できる場合があります。

【現状と課題】

- 通学介助については、利用希望時間帯が集中したりサービス提供時間が短いといったことから、サービス提供事業者が対応しきれず、利用実績が伸びていないという状況があります。
- 障害の状況等に十分対応したサービス提供がなされる必要があります。

【算定の考え方】

- 平成 20 年度の利用実績をもとに、平成 18 年 10 月からの利用の伸びを勘案して見込んでいます。

【サービス見込み量】

サービス	単位	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
移動支援事業	人/月	600	610	620
	時間/月	13,200	13,420	13,640

【確保のための方策】

- 引き続き、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。
- 障害の状況等に応じたサービス提供がなされるよう、研修会の実施や、事業者自ら質を高めていく取り組みを支援します。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

サービス	内 容
地域活動支援センター (基礎的事業)	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業に加え、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。併せて相談支援事業の実施または委託を受けていることを要件としています。 (実利用人員概ね 20 名以上)
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 (実利用人員概ね 15 名以上)
地域活動支援センターⅢ型	通所による援護事業実績が概ね 5 年以上必要です。 (実利用人員概ね 10 名以上)

【現状と課題】

- 障害者自立支援法の施行に伴い、精神障害者地域生活支援センター「きらら」を地域活動支援センターⅠ型として、知的障害者デイサービス「谷原フレンド」を地域活動支援センターⅡ型として位置づけ、サービス提供を行ってきています。
- 当初は、実利用人員等の関係から地域活動支援センターⅠ型として位置づけていなかった、障害者地域生活支援センター「すてっぷ」も、その要件等を満たすようになったことから、Ⅰ型への移行準備を進めています。
- 一方、これまで地域活動支援センターⅢ型については、区として明確な位置づけをしていなかったことや、従来の小規模通所施設への補助制度が継続していたため、実施を見送っていました。
- そこで、平成 23 年度末までの法内事業移行期間に合わせ、地域活動支援センターⅢ型の位置づけを明確にしていく必要があります。
個別給付事業に移行することが難しい小規模通所施設の移行先や、個別給付事業のサービスに馴染まない方のサービスを創出する、といった観点が重要です。

【算定の考え方】

- 地域活動支援センターⅢ型については、利用者ニーズの把握に努め、必要量を見込んでいきます。

【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
地域活動支援センターⅠ型	設置数	3	4	4
地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
	人/月	32	32	32
地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	0	5
	人/月	0	0	60

【確保のための方策】

- 今後整備する障害者地域生活支援センターについては、要件が整い次第、地域活動支援センターⅠ型への移行を進めます。
- 地域活動支援センターⅢ型については、そのあり方を方向づけ、区内事業所と連携を取りながら進めていきます。

(2) その他事業

【サービスの内容】

サービス	内 容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方および身体障害者更生援護施設に入所している方に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。 【利用者負担額が生じない方対象】
施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者更生援護施設に入所もしくは通所している方が訓練を終了し、または就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する方に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を、知的障害者の更生援護に熱意のある事業経営者等に預け、生活指導および技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着を高めます。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、見守り、社会適応のための訓練等を行います。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方に、居宅介護従事者等を居宅に派遣して、家事に対する必要なサービスを提供します。
手話講習会事業	聴覚障害者福祉の向上を図るため、手話による奉仕員の育成および手話通訳者の養成を行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

【現状と課題】

- 訪問入浴サービス事業については、必要な整備を進めていますが、事業者の確保や道路事情等で利用できない場合があるといった課題もあります。
- 日中一時支援については、宿泊を伴わない短期入所という位置づけで事業を開始した経緯から、区内での実施事業所が少ない現状があります。
一方、障害児をもつ家族からは、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりへのニーズが高いことから、児童デイサービスや緊急一時保護との役割、機能等の整理を行う必要があります。

【算定の考え方】

- 平成 20 年度の利用実績をもとに、平成 18 年 10 月からの利用の伸びを勘案して見込んでいます。

【サービス見込み量】

サービス	単位	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	件数/年	2,942	2,980	3,017
更生訓練費給付事業	件数/年	250	260	270
施設入所者就職支度金給付事業	件数/年	18	18	20
知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1
日中一時支援事業	人/月	30	34	38
	日数/月	120	136	152
生活サポート事業	人/月	2	2	4
	時間/月	20	20	40
手話講習会事業	人/年	240	240	250
自動車運転免許取得助成事業	件数/年	7	7	7
自動車改造費助成事業	件数/年	12	13	13

【確保のための方策】

- 訪問入浴サービスの実施に加え、地域活動支援センター「谷原フレンド」等で行う入浴サービスにより、地域生活支援や家族支援を行います。
- 日中一時支援と児童デイサービス、緊急一時保護の機能の整理を行い、必要なサービス量を確保していきます。

【地域生活支援事業】

サービス名		21年度	22年度	23年度
(1) 相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障害者相談支援事業	設置数	3	4	4
イ地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
②市町村相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施
(2) コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業	件数/年	2,700	2,800	2,800
要約筆記者派遣事業	件数/年	130	130	130
(3) 日常生活用具等給付事業				
①介護・訓練支援用具	件数/年	64	64	65
②自立生活支援用具	件数/年	155	155	159
③在宅療養等支援用具	件数/年	79	84	89
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	215	215	221
⑤排泄管理支援用具	件数/年	4,200	4,200	4,400
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	50	50	50
⑦緊急通報システム	件数/年	30	30	30
⑧火災安全システム	件数/年	2	2	2
(4) 移動支援事業	人/月	600	610	620
	時間/月	13,200	13,420	13,640
(5) 地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	3	4	4
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
	人/月	32	32	32
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	0	5
	人/月	0	0	60

サービス名		21年度	22年度	23年度
(6)その他の事業				
①訪問入浴サービス	件数/年	2,942	2,980	3,017
②知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1
③更生訓練費給付事業	件数/年	250	260	270
④施設入所者就職支度金給付事業	件数/年	18	18	20
⑤日中一時支援事業	人/月	30	34	38
	日数/月	120	136	152
⑥生活サポート事業	人/月	2	2	4
	時間/月	20	20	40
⑦手話講習会事業	人/年	240	240	250
⑧自動車運転免許取得助成事業	件数/年	7	7	7
⑨自動車改造費助成事業	件数/年	12	13	13